

2 要介護期の支え合いの仕組みづくり

要介護状態は、身心に障害があるために、入浴、排せつ、食事等の基本的な動作について、自立した日常生活が営めるよう支援する必要がある状態を指します。

要介護期に入ると、介護支援専門員（ケアマネジャー）がサービス計画を作成します。その際、ケアマネジャーは利用者の日常生活全般を支援する観点から、サービス計画の中に介護保険サービス以外の保健医療サービス、福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて位置付けるよう努めることとされています。ケアマネジャーは利用者の多様なニーズに応えるために、介護保険サービスだけでなく、介護保険以外のサービス等も活用した支援体制を整えることが必要となります。

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、ケアマネジャーをはじめ地域包括支援センター等さまざまな職種や関係機関が、高齢者支援のためのネットワークを構築することが重要です。

また、医療が必要な人は介護度が上がるにつれて増えることから、在宅で医療と介護を受けながら安心して療養できる体制づくりも必要となります。

目 標

介護保険サービスだけでなく、さまざまな生活支援環境を整備します

(1) 現 状

詳細は第2章にて記載

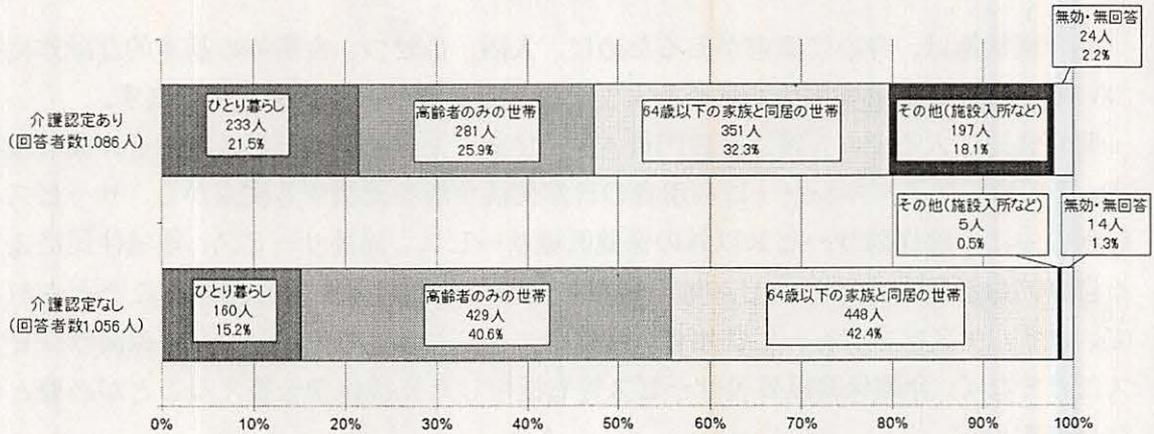
① 高齢者の生活の様子

ア 高齢者の世帯構成

横須賀市介護保険に関するアンケート調査では、ひとり暮らしの高齢者は21.5%、高齢者のみの世帯（家族全員が65歳以上）は25.9%、64歳以下の家族と同居の世帯は32.3%でした。また、横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査では、ひとり暮らしの高齢者は15.2%、高齢者のみの世帯は40.6%、64歳以下の家族と同居の世帯は42.4%でした。

要介護認定を受けていない世帯のうち過半数がひとり暮らしか高齢者のみの世帯であり、要介護認定を受けていても若い人たちと同居はしない傾向にあることから、今後ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に要介護者の世帯が増えていくことが予測されます。

図表〇 高齢者の世帯構成

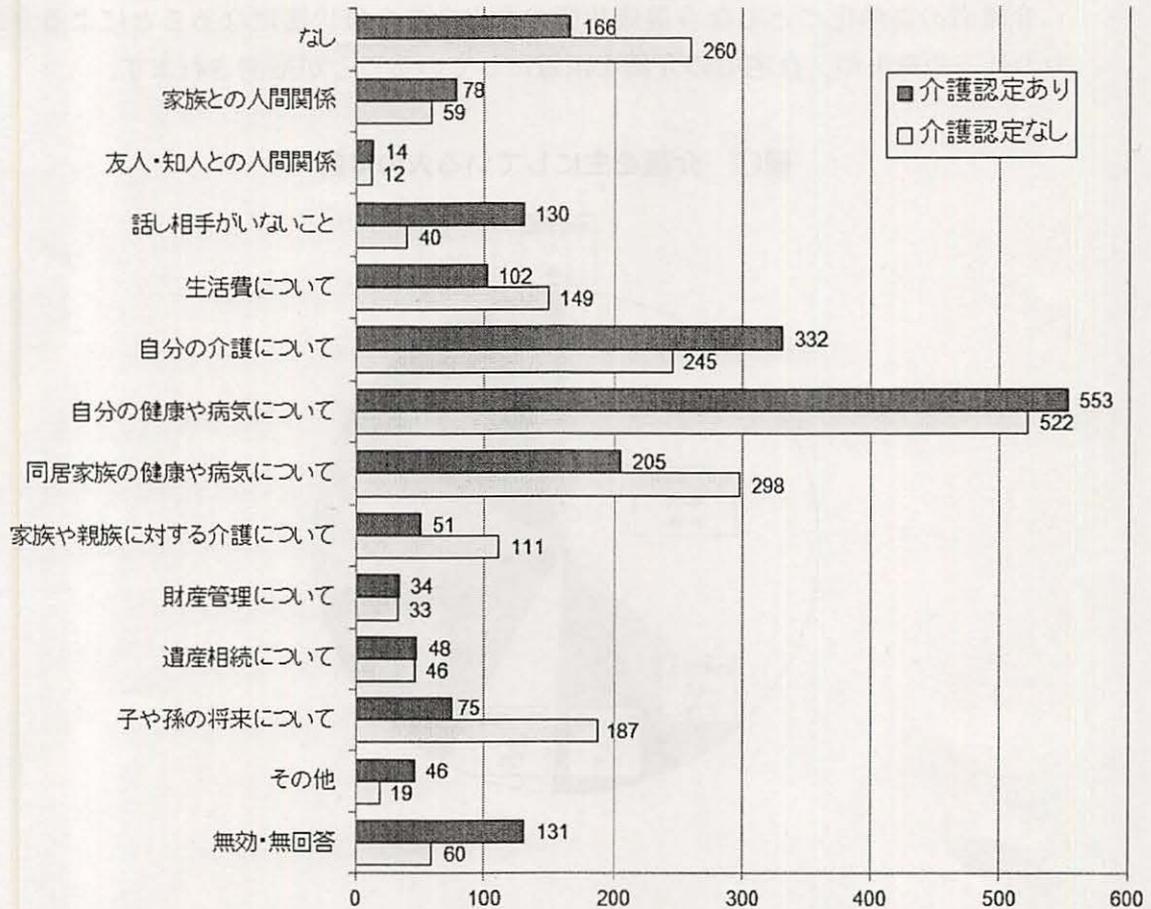


資料：横須賀市介護保険に関するアンケート調査（回答者数 1,086）
横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査（回答者数 1,056）

イ 高齢者の今の心配ごと

今の心配ごと・悩みについては、介護認定のあり・なしにかかわらず「自分の健康や病気について」、「自分の介護について」、「同居家族の健康や病気について」が上位を占めていますが、介護認定ありの人のアンケート結果では「話し相手がない」との回答が要介護認定なしの人に比べ多いことから、介護を要する高齢者が孤独を感じている状況が読み取れます。

図表〇 今の心配ごと（複数回答）



資料：横須賀市介護保険に関するアンケート調査（回答者数 1,086）

横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査（回答者数 1,056）

詳細は第2章にて記載

実際の計画には平成26年9月末のデータを採用

② 要介護者の状況

平成26年2月末、要介護認定者数は、14,629人であり、うち介護保険等サービス未利用者は、1,328人、施設利用者は3,160人です。居宅サービス利用者は9,710人となっています。

③ 介護者の状況

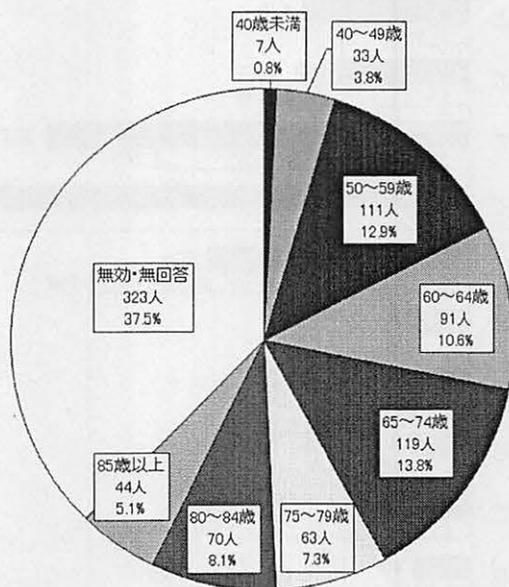
横須賀市介護保険に関するアンケート調査結果からは、在宅で生活している要支援・要介護者の介護者の5割以上が配偶者や兄弟など65歳以上の高齢者であることがわかります。また、今後も高齢化が進むに伴い、高齢者が高齢者の介護を行う老老介護が更に増加することが予測されています。

また、介護する上で困っていることのうち、精神的・体力的な負担については「自

分自身も高齢になり介護が困難」が最も多い回答でした。

介護者の高齢化にともなう健康状態の悪化や要介護状態になることによる介護力の低下や喪失が、在宅での介護を困難にしていることが推測されます。

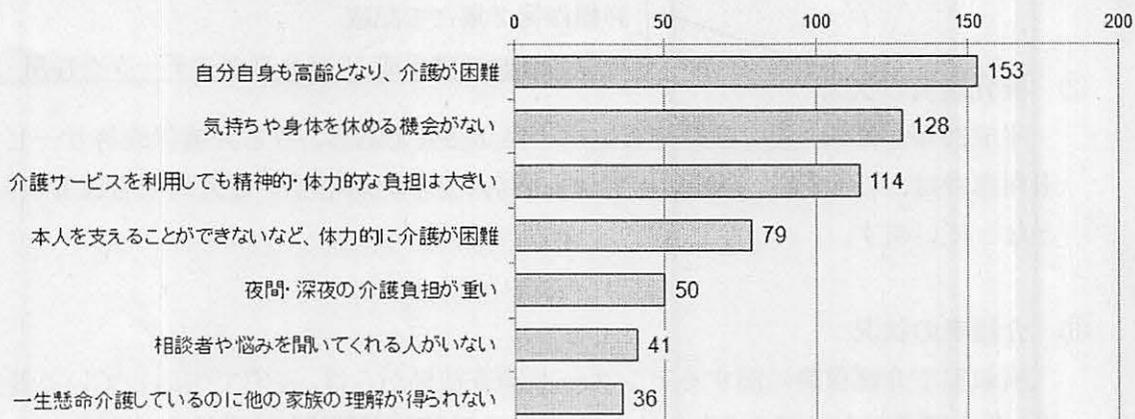
図〇 介護を主にしている人の年齢



資料：横須賀市介護保険に関するアンケート調査（回答者数 861）

図〇 主な介護者が介護する上で困っていることのうち、精神的・体力的な負担について（抜粋）

（複数回答）



資料：横須賀市介護保険に関するアンケート調査（回答者数 861）

④ ひとり暮らし高齢者

高齢者の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者は年々増加しています。毎年7月に民生委員を通じて実施している「ひとり暮らし高齢者調査」では平成26年度の調査結果は9,903人となっており、これは65歳以上の高齢者人口の約8%にあたります。

図表● ひとり暮らし高齢者調査に基づく把握（登録）人数の推移

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
8,908人	9,285人	9,441人	9,632人	9,903人

各年度7月1日現在

なお、ひとり暮らし高齢者等が、健康を維持しながら、できる限り住み慣れた地域で、安心した生活を送れるように、「ふれあいお弁当事業」「ひとり暮らし高齢者入浴料助成事業」「福祉電話貸与・相談事業」「緊急通報システム貸与事業」「日常生活用具の給付」等の施策を行っています。（詳細は、P〇、「1 介護予防期の支え合いの仕組みづくり、(1) 現状、②生活支援」）

⑤ 介護保険のサービス

詳細は第9章にて記載

介護保険には、訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス）・福祉用具貸与・住宅改修費支給等様々なサービスがあります。ケアマネジャーが、その人の心身の状況に応じてケアプランを作成し、そのプランに基づいてサービスを利用することができます。

⑥ 要介護者を支える機関

詳細は第2章にて記載

「ア」および「ウ」以降

ア 居宅介護支援事業所

ケアマネジャーが配置されており、介護が必要になった人が自宅で適切に介護サービスが利用できるように、アセスメントに基づくケアプランの作成や、高齢者への説明、ケアプランに載せた様々な介護サービスの連絡・調整を行います。

平成26年7月1日現在、市内では112カ所指定されています。

イ 地域包括支援センター

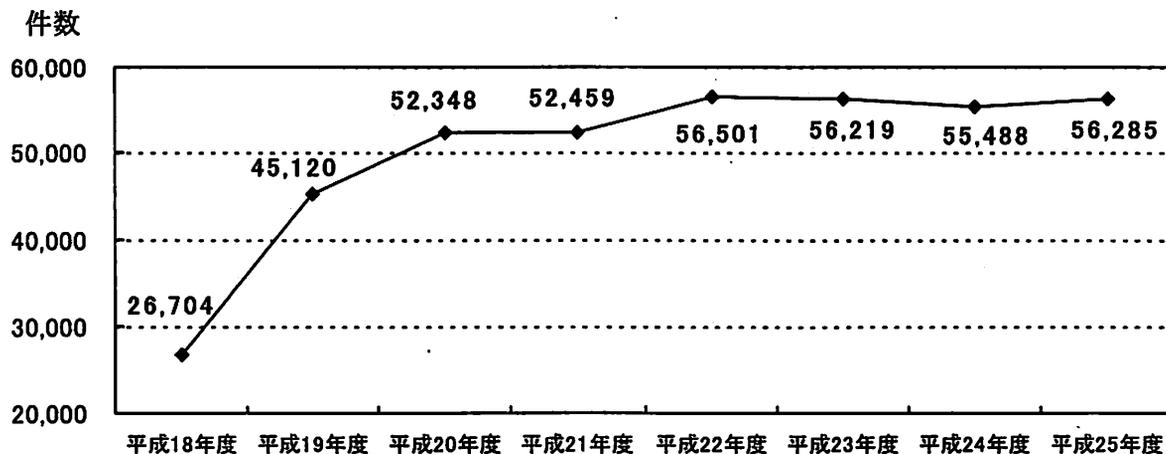
平成18年度から、市内の日常生活圏域を中心に地域包括支援センターを設置しています。現在は市内に13カ所設置されており、地域の関係機関と連携を図りながら、地域における身近な相談窓口として要介護者だけでなく、高齢者の総合的な支援を行っています。主な業務として、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントがあります。

また、業務を円滑かつ効果的に実施できるように「横須賀市地域包括支援センター事業実施方針」を策定しています。

表〇 地域包括支援センターの機能

機 能	業 務 内 容
介護予防ケアマネジメント	地域支援事業における介護予防事業のマネジメントと、予防給付に係る介護予防サービス、及び地域密着型介護予防サービスに係るマネジメントを、一貫性・連続性のあるものとします。
総合相談	介護給付等サービス、それ以外の医療福祉サービス等についての総合的な相談・支援を行います。
権利擁護	関係機関と連携・協力して、高齢者虐待防止、早期発見、早期対応を図ります。また、判断能力が不十分な認知症高齢者の成年後見制度の活用・利用支援などを行います。
包括的・継続的ケアマネジメント	支援困難ケースへの対応など介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援や、地域包括ケア体制構築のための支援を行います。

図〇 地域包括支援センター相談件数の推移



表〇 地域包括支援センター設置数の推移

(単位：カ所)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
設 置 数	12	12	13	13	13	13	13	13

表〇 地域包括支援センター職員数の推移

(単位：人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
職 員 数	57	59	68	68	69	75	70	73

(各年度3月末日現在)

地域包括支援センターは開設当初と比べて、設置数は大きく変わりはないものの、相談件数は2倍以上となっています。地域包括支援センターでは、職員数を増やし、さまざまな相談に対応しています。

ウ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

日中・夜間を通じて、定期的な巡回のほか、随時呼び出しにより、ホームヘルパーや看護師などに訪問してもらい、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や日常生活援助、療養上の世話や緊急時の対応などを受けることができます。

介護保険の利用料は、要介護度別の1カ月単位の定額制です。

平成26年7月1日現在、市内では3カ所開設しています。

エ 小規模多機能型居宅介護事業所

登録された利用者（定員25人以下）を対象に通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や日常生活援助、機能訓練などを受けることができます。

介護保険の利用料は、要介護度別の1カ月単位の定額制です。

平成26年7月1日現在、市内では3カ所開設しています。

その他、通所介護事業所、訪問介護事業所、グループホーム等さまざまな事業所が、介護を必要としている高齢者を支援しています。

⑦ 事業評価や指導監査

市では、地域包括支援センターの事業運営に関して評価を年1回行い、市からの委託業務等が適切に行われていることを確認しています。また、各地域包括支援センターで行っている特徴的な取り組みについては、他の地域でも活かすことができるように、他の地域包括支援センターへの情報提供等を行っています。

また、社会福祉事業の円滑な実施を確保するために、社会福祉法人等の社会福祉事業を営業者が、法令・通知等を遵守し、適正な事業運営を実施しているか個別に精査し、必要に応じて是正・改善を求めるとともに、更なる運営水準の向上を目的とした指導および助言の監査を実施しています。

⑧ ネットワークの構築

本市では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、高齢者を支援するための多職種によるネットワークを構築することを目的として、以下の4つの会議等を「地域ケア会議」として開催しています。

ア 地域ネットワークづくり

各地域包括支援センターが地域で自主開催した会議や研修等を「地域ネットワークづくり」と称しています。当該会議等を民生委員や地域住民、自治会・町内会、居宅介護支援事業所、医療関係者等と開催し、横断的な支援体制の構築や連携に取り組んでいます。また、当該会議等において、個別事例の支援体制の検討も行っています。

イ 包括的ケア会議

各地域包括支援センターにおいて、民生委員や地区ボランティア、居宅介護支援事業所をはじめとする介護事業者、医療関係者等と学習会や情報交換等を行う「包括的ケア会議」を開催しています。地域における総合的・重層的なネットワークを構築し、高齢者の健康と福祉の向上を目指しています。

ウ 地域包括支援センター情報交換会

本市と全地域包括支援センターとが定期的に情報共有や意見交換を行うために「地域包括支援センター情報交換会」を隔月で開催しています。地域包括支援センターの運営に関する課題のみならず、地域における高齢者支援に関する課題等に関して、検討および情報の共有を図っています。

エ 高齢者地域ケア会議

医師・弁護士・社会福祉施設・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・福祉事務所等の有識者が集まり、高齢者支援に関する課題の抽出およびその解決に向けた取り組みなどを協議する「高齢者地域ケア会議」を年4回開催し、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには高齢者保健福祉計画への反映などの政策形成につなげています。

⑨ 総合相談業務

本市や地域包括支援センターでは、高齢者のさまざまな相談を受けています。相談の内容により、関係機関に繋げることや、連携することで高齢者や介護家族の支援を行っています。また、地域資源等の情報提供を行い、相談に対応しています。

平成25年度高齢福祉課相談件数

11,724件

⑩ 介護保険以外の福祉サービス

本市では、要介護期の高齢者が、できる限り住み慣れた地域で、安心して生活できるようにするために以下の支援サービスを行っています。

ア 紙おむつ給付事業（地域支援事業）

家族の夜間の介護負担を軽減することを目的として、ねたきり等の在宅高齢者が紙おむつを必要している場合、市が指定する業者の中から月額3,000円以内で選択した紙おむつを給付しています。

平成25年度延利用人数	39,202人
平成25年度末利用人数	3,690人

イ 寝具丸洗いサービス事業

高齢者が清潔で快適な生活を送ることを目的として、ねたきり等の在宅高齢者の使用している寝具の丸洗いを行っています。

平成25年度延利用人数	5,288人
平成25年度末利用人数	1,875人

ウ 出張理容等サービス事業

ねたきり等の在宅高齢者で理容店等に出かけられない人に、理容師または美容師が自宅まで出張し、理美容サービスを行っています。

平成25年度延利用人数	7,052人
平成25年度末利用人数	2,002人

エ 家族介護慰労金支給事業（地域支援事業）

市民税非課税世帯の高齢者にあつて、要介護4または5と認定されながら、過去1年間介護保険サービス（1週間程度のショートステイを除く）を利用しなかった高齢者を介護している家族に慰労金を支給しています。

平成25年度支給者数	2人
------------	----

⑪ 地域に生まれた生活支援活動

本市では、地域の創意工夫により、住み慣れた地域で住民が互いに助け合つて生活が継続できるよう、地域活動を支援しています。

「湘南たかとり福祉村」、「みかん台ボランティア会」をはじめとして、「助け合い栗田」、「助け合いハイランド」、「助け合い観音崎」、「グリーンハイツゆいの広場」、

「大津シーハイツ・サポートクラブ」、「芝生ふれあいお助け隊 榊会」など、さまざまな地域活動団体が市内に広がっています。

⑫ 医療と介護の連携

医療を必要としている人が要介護状態にあり、診療所や病院に通えない場合には、自宅で医療を受けることもできます。住み慣れた自宅で医療と介護を受けながら療養生活を送ることを在宅療養といいます。在宅療養では、医師・看護師・薬剤師・ケアマネジャー・ホームヘルパーなど、さまざまな医療関係者、介護関係者が要介護者を支援しますが、これら関わりのある多くの専門職が連携するとともに、在宅医を増やすことで、安心な在宅療養の体制を作ります。

市では、医療関係者・介護関係者の顔の見える関係づくりと地域における医療・介護の連携推進のための具体的施策を検討することを目的として、平成23年度に医療・介護・行政の関係者を構成員とした「在宅療養連携会議」を設置しました。

この会議では、在宅療養に係るさまざまな課題を抽出し、課題解決のための施策を検討してきました。また、この会議に3つの専門部会を置き、検討した解決策の具体化に取り組んでいます。

平成25年度 在宅療養連携会議開催回数	全体会議	4回
	専門部会	9回

構成員の所属団体（平成26年4月現在）

- ・横須賀市医師会
- ・横須賀市歯科医師会
- ・横須賀市薬剤師会
- ・国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院
- ・横須賀市立市民病院
- ・横須賀市立うわまち病院
- ・日本医療伝道会衣笠病院
- ・横須賀市介護老人保健施設連絡会
- ・横須賀市地域包括支援センター連絡会
- ・横須賀市居宅介護支援事業所連絡協議会
- ・横三地域訪問看護ステーション連絡協議会横須賀ブロック
- ・横須賀市訪問介護事業所連絡協議会
- ・横須賀市グループホーム協議会
- ・横須賀市福祉部介護保険課長
- ・横須賀市福祉部高齢福祉課長
- ・横須賀市健康部地域医療推進課長

専門部会

- ・ 広報啓発検討専門部会
- ・ 連携手法検討専門部会
- ・ 研修・セミナー検討専門部会

(2) 課題

① 在宅生活の継続を困難にする事情

ア 老老介護への支援

高齢である介護者の健康状態の悪化や要介護状態になることによる介護力の低下や喪失が、在宅での介護を困難にしていることが推測されるため、在宅での介護を支援する体制が求められています。

イ ひとり暮らし高齢者等への支援

高齢者の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯も年々増加しています。ひとり暮らし高齢者等が、健康を維持しながら、できる限り住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、家族や地域を含めた支援や見守り体制、さらに緊急時の対応なども必要です。

ウ 認知症高齢者への支援

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で、安心した生活を送ることができるよう認知症予防から認知症の早期発見、早期治療、ケア、介護家族の支援までの一貫した取り組みを進めるとともに、地域で認知症の人を見守り、支援する環境作りなど、総合的な認知症施策を検討する必要があります。

② 経済的に困窮した高齢者への支援

経済的に困窮した高齢者は、経済的な負担を伴う介護保険のサービス利用をためらい、適切なサービスに結びつかないことがあります。介護保険等の費用負担を伴う公的なサービスの他に地域における助け合い等インフォーマルなサービスとの柔軟な組み合わせによる支援を検討する必要があります。

③ 介護離職

家族を介護するにあたり、仕事と介護との両立が困難になり退職に至る場合があります。介護離職は、企業にとっての損失だけでなく、介護離職者の経済的困窮により、生活保護に頼らざるを得なくなる場合もあり、介護者への支援の充実も必要となります。

④ 地域包括支援センターの機能強化

ア 運営体制

市内の高齢者人口の増加に伴い、相談件数や困難事例への対応等の増加に対して効果的な高齢者支援を行うために、地域包括支援センターの運営体制を検討する必要があります。

イ 連携強化

慢性疾患を有する高齢者や認知症を有する高齢者が増加すること等を踏まえ、医療と介護の連携や認知症高齢者への対応が重要となります。

また、地域包括支援センターの運営については、法令等に定める事業を実施し、地域で暮らす高齢者の支援を行っていくものであることから、市と緊密な連携を図りながら適切な運営を確保することが必要です。

上記の医療と介護、市との連携について、地域ケア会議の効果的な実施により医療関係者や市職員を含む多職種協働によるケアマネジメント支援の充実を図ること等が求められています。

ウ 地域住民への周知

身近な相談窓口としての役割を果たすため、地域包括支援センターの認知度をより一層高めていく必要があります。地域住民への周知の工夫が引き続き求められています。

エ 地域包括支援センター事業評価

今後、中長期的な視点を持って、市を中心とした地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進していく中で、効果的な地域包括支援センターの運営が安定的・継続的に行われていくことが地域の住民にとって重要となります。地域の実情や法改正等に伴い、地域包括支援センターの効果的な運営という視点を含めた事業評価のあり方を引き続き検討する必要があります。

⑤ ネットワークの構築

「地域ネットワークづくり」、「包括的ケア会議」、「地域包括支援センター情報交換会」、「高齢者地域ケア会議」のそれぞれの会議等が独立して開催されるだけではなく、把握された課題等の情報を共有し、連携して問題解決に向けて対応していく体制を整える必要があります。

また、要介護期高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心した生活を送ることができるようにするために、高齢者一人ひとりに対して、地域や保健、医療、福祉の関係機関が連携し、包括的な支援が求められています。

⑥ 総合相談業務の充実

高齢者支援に関する情報は、日々更新され、多様化しています。複雑化する相談内容に適切に対応するため、情報の管理・整理等を検討する必要があります。

また、高齢者やその家族が安心して生活できるようにするため、各種福祉サービスについての総合的な相談支援体制および相談内容に応じた関係機関との連携を充実させることが必要となります。相談業務に携わる職員については、情報の共有、資質向上等に向けた取り組みが求められています。

⑦ 在宅療養の体制整備と市民周知

ア 多職種の連携

在宅療養を支援するためには、医療・介護等の多職種の連携が重要です。

また、病院から退院して在宅療養となる人も多いため、スムーズに在宅療養へ移行できるよう、病院スタッフと在宅療養を支えるスタッフとの連携も重要です。

イ 在宅医の増員

在宅医療を行っている医師を在宅医といいます。在宅医療を必要とする高齢者が増加すると考えられるため、在宅医を増やしていく必要があります。

ウ 人材育成

市民の在宅療養を支える多職種の連携を推進するためにはそれぞれがスキルアップをし、相互理解を深めることが大切です。そのためのさまざまな研修やセミナーなどの機会を提供する必要があります。

エ 市民への周知

在宅療養に関する知識や情報の不足から、要介護期になると、医療機関の受診や療養生活について、不安を感じる人もいます。在宅療養に関する認識や理解を深めてもらうような市民への周知や啓発が必要です。

(3) 施策の展開

① 介護給付以外の福祉サービス

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で、安心した生活を送るために次の支援サービスを継続します。

一方、限られた予算では、利用者の増加が著しいサービスについては、これまでと同様のサービスを提供していくことは難しくなることが予想されます。

今後、新たに実施する介護予防・日常生活支援総合事業とのバランスを考慮し、事業内容の見直しを併せて検討します。

図表● ねたきり等高齢者施策の見込み量

事業名	第5期実績			第6期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
紙おむつ 給付事業 (地域支援事業)	延36,221 人	延39,202 人	延48,776 人			
寝具丸洗い サービス事業	延5,132人	延5,288人	延6,400人			
出張理容等 サービス事業	延6,294人	延7,052人	延7,136人	人	人	人
家族介護慰労 金支給事業 (地域支援事業)	5人	2人	5人	人	人	人

※平成26年度は見込み

(内田委員)

延べ20万回 実質利用を促すべし

→全くと通し

図表● ひとり暮らし等高齢者施策の見込み量（再掲）

事業名	第5期実績			第6期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ふれあい お弁当事業	延138,046 食	延126,061 食	延140,108 食	食	食	食
入浴料助成 事業	延149,896 枚	延151,265 枚	延165,561 枚	枚	枚	枚
福祉電話貸与 相談事業	年度末 実利用者 99人	年度末 実利用者 101人	年度末 実利用者 110人	人	人	人
緊急通報システム 貸与事業	年度末 稼働台数 2,727台	年度末 稼働台数 2,709台	年度末 稼働台数 2,800台	台	台	台
日常生活用具 の給付 (自動火災感知器)	45台	20台	50台	台	台	台
日常生活用具 の給付 (ガス漏れ警報器)	23台	14台	30台	台	台	台
日常生活用具 の給付 (電磁調理器)	10台	10台	10台	台	台	台

※平成26年度は見込み

② 生活支援体制の充実

介護予防期において、地域の介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備を進めていくために地域資源の開発やネットワークの構築等の役割を担う生活支援コーディネーター（地域の支え合い推進員）の設置や生活支援体制整備推進会議の開催を検討していきます。要介護期においても介護予防期で開発した地域資源や構築したネットワークが機能するよう生活支援コーディネーター等との連携に努めていきます。

③ 介護者への支援

要介護期高齢者の家族等が相談できる地域の窓口として地域包括支援センターや、介護の悩みに対する相談を受ける高齢者総合相談窓口の周知を継続して行います。

相談窓口においては、介護の悩み等に対する相談を受けた場合、介護保険等を利

用し介護者が休息をとれるように支援する短期入所（ショートステイ）等のサービスや介護者の負担を軽減するための情報を提供し、介護者の支援に努めます。

本市においては、家族の夜間の介護負担を軽減する目的で実施している「紙おむつの給付」や、介護者が認知症を正しく理解することや介護負担の軽減のための情報提供や介護者同士の悩み等を共有する場として開催している「認知症高齢者介護者の集い」等、介護者への支援を継続します。

④ 地域包括支援センターの機能強化

ア 運営体制

地域包括支援センターの業務量と役割に応じた適切な人員体制等の確保、および地域包括支援センター職員を対象とした研修の実施、地域包括支援センター職員の資質向上に向けた取り組みに努めます。

また、在宅医療と介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進等を図るため、地域包括支援センターをブロック化するなど、地域包括支援センター間の役割分担・連携強化について、本市の実情を踏まえ必要に応じて運営体制のあり方を検討します。

医療との連携を強化して、それに対応した体制を整える

イ 事業実施方針

地域包括支援センターが設置されている地域の実情や、地域包括支援センターごとに求められる役割を十分踏まえた具体的な運営方針、目標、業務内容、重点的に取り組むべき課題等を設定することにより、市と地域包括支援センターがそれぞれの役割を認識しながら、緊密な連携を図りながら適切な運営を確保していくために、必要に応じて事業実施方針等の見直しを行います。

ウ 情報の公表

地域住民が身近な相談機関として利用する上で必要と考えられる地域包括支援センターの業務内容や運営状況に関する情報を公表するように努めます。

また、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システム、県が運営する介護情報サービスかながわ等の活用を検討し、地域住民に地域包括支援センターの取り組みを幅広く周知することにより、地域包括支援センターの認知度の向上を図ります。

エ 地域包括支援センターの事業評価

地域包括支援センター自らが地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを振り返るとともに、市が地域包括支援センターの運営や活動を点検し、評価する取り組みを継続します。

事業評価により、効果的な取り組みをさらに充実させていくとともに、業務改善を促し、運営水準の平準化を図ります。

また、適切な評価が行えるように、必要に応じて評価項目の見直しを行います。

⑤ ネットワークの構築

ア 地域ケア会議の位置づけ

「地域ネットワークづくり」、「包括的ケア会議」、「地域包括支援センター情報交換会」、「高齢者地域ケア会議」のそれぞれの会議等が緊密に連携をとり、開催内容および課題等の情報共有を図り、問題解決に向けて取り組みます。

イ 地域ケア会議の環境整備

地域ケア会議開催にあたり、既存の会議のあり方を整理して、それぞれの会議の役割等を確認します。個別事例の会議等にあたっては介護支援専門員等の関係者からの協力や出席者の守秘義務等の取扱いについて位置付けるなど、ガイドライン等を検討することにより地域ケア会議の円滑な実施に向けた環境整備を図ります。

ウ 地域ケア会議の推進について

介護支援専門員の資質向上、高齢者個人に対する支援の充実と地域の課題の把握、社会基盤の整備を図るため、地域の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に向けた地域ケア会議の推進について検討します。

エ 介護支援専門員への支援

個別ケースの検討を行う地域ケア会議については、できる限り多くの介護支援専門員の資質向上の場となり、可能な限り介護支援専門員が地域ケア会議での支援を受けられるように、効果的な実施に努めていきます。

⑥ 総合相談業務の充実

ア 地域資源情報等の一元化

各地域包括支援センター等と連携し、地域で活動しているボランティア、宅配サービスや移送サービス、医療機関等の情報をまとめた地域資源情報の一元化を図ります。

イ 関係機関や団体等との連携・協力体制の強化

高齢者やその家族が安心して生活ができるよう、各種サービスについての総合的な相談支援体制および相談内容に応じた関係機関や団体等との連携・協力体制を強化します。

ウ 情報の公表

地域包括ケアシステムを構築していく中で、地域で暮らす住民が地域にある社

会資源（日常生活に係る相談窓口や困りごとに対する生活支援等サービス）を把握できるよう、市は地域包括支援センターと生活支援サービス等の情報の提供等に努めます。

エ 職員の資質向上等

相談業務に携わる職員の情報共有、資質向上に向けた研修等に取り組みます。

⑦ 在宅療養の体制整備と市民周知

PO、「3 終末期の支え合いの仕組みづくり」、(3) 施策の展開にて記載。